

# 産業廃棄物処理施設変更許可証

平成29年12月27日

大阪府大阪市住之江区新北島三丁目6番45号  
木材開発 株式会社  
代表取締役 谷 正剛 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



複写無効

許可の年月日	平成29年12月27日	許可番号	29尾知環第32	号
木材開発 株式会社 施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。） 令第7条第8号の2 木くず又はがれき類の破碎施設  木くず （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）			
設置場所	東海市浅山三丁目16番			
処理能力	木くず 285t/日（17.8t/時間 （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）			
許可の条件	なし			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無			
留意事項	1. 施設の変更に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。			